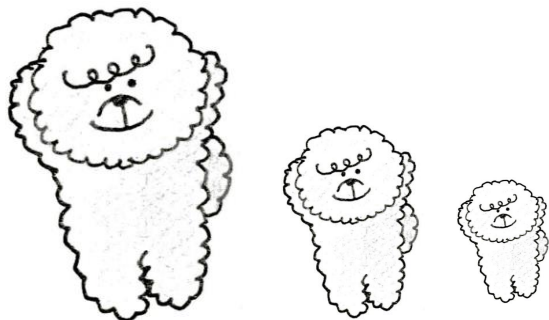


スタッフ

管理者
児童発達支援管理責任者
訪問支援員

私たちは、障害のある
または発達に支援が
必要な子どもとそのご家
族をサポートしています。
困ったことや悩んで
いることがあるときは、
お気軽にあけぼの学園
地域支援にお電話
ください。



茨木市立児童発達支援センター
あけぼの学園 地域支援

住所: 〒567-0073

茨木市西穂積町8番11号

TEL: 072-626-0105

FAX: 072-626-0105

(受付) 9:00~17:00

メールアドレス: akebono-tiiki@city.ibaraki.lg.jp



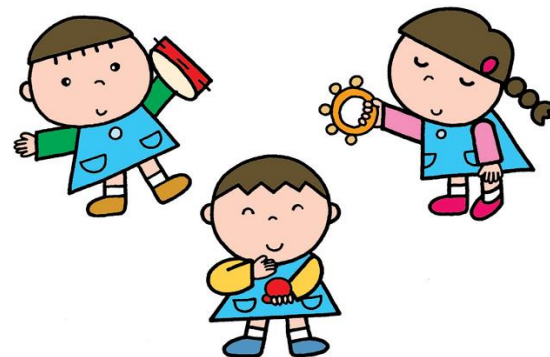
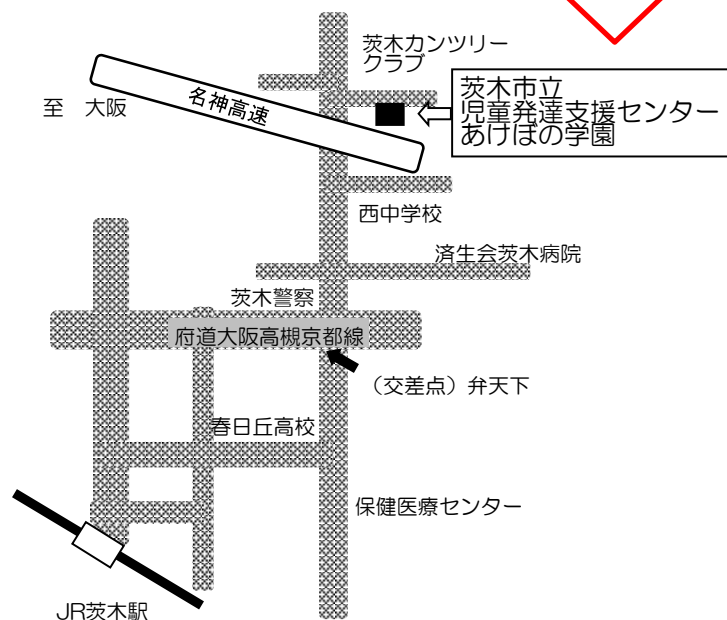
茨木市立児童発達支援センター
あけぼの学園 地域支援

保育所等訪問支援



- ・JR茨木駅西口より
徒歩20分
- ・阪急茨木市駅、JR茨木駅
より阪急バス「茨木警察前」
下車 徒歩10分

マップ



茨木市

2023年4月発行



* 保育所等訪問支援

※児童福祉法第6条2の2第6項に定められています

発達に支援の必要な児童が、集団生活へ適応するために、訪問支援員が児童の所属先に訪問し、所属先の先生と連携しながら支援します。

対象児童

- ・市内在住
- ・集団生活を営む施設や学校等に
通う発達に支援の必要な児童
- ・受給者証所持者、申請予定者

※申請には、サービスの利用が必要と判断できる資料（医師や心理士の意見書、診断書、心理検査の所見、療育手帳）が必要です。詳しくは、発達支援課（072-620-1633）にお問い合わせください。

申請対象者

- ・児童の保護者

内容

- ・お子さんの様子を確認したうえで、保護者及び所属先の担当の先生と相談し、訪問支援プランを作成します。
 - ・訪問支援プランをもとに、月1~2回所属の施設へ訪問し、お子さんへの直接支援及び担当の先生との情報共有を行います。その後、支援内容やお子さんの様子を保護者に報告させていただきます。
 - ・6ヶ月毎を目安に訪問支援プランの見直しをおこないます。
- ※期間は、原則1年です。ただし、お子さんの状況によって、変更となる場合があります。

訪問先

- ・保育所、園
- ・幼稚園
- ・認定こども園
- ・小学校
- ・中学校
- ・その他、児童が集団生活を営む施設として市が認めたもの

費用

・費用の1割負担（1回あたり約1,000円）です。ただし、世帯の課税状況に応じて、一ヶ月の負担額の上限が決められています。

利用までの流れ

まずあけぼの学園地域支援にお電話ください。必要に応じて面談をおこないます。



あけぼの学園地域支援職員が、お子さんの所属先にうかがい、お子さんの様子を観察します。



あけぼの学園にて面談をおこないます。



発達支援課にて、受給者証の発行手続き、もしくは保育所等訪問支援の支給申請をしてください。



発達支援課より支給決定通知を受けて、あけぼの学園と契約します。



所属先でのお子さんの様子、お子さんの発達状況、保護者のニーズ、所属先での様子を元に、保育所等訪問支援プランを作成します。



保育所等訪問支援プランを保護者、所属先と確認し、同意を得て訪問支援を開始します。

